

第2期延岡市地域福祉計画 (原案)

平成23年3月～平成28年3月

平成23年3月

延岡市

I 序論

地域福祉を進めるために

1. 地域福祉とは 1
2. 地域福祉の担い手は 2
3. 地域福祉を進めるには 2
4. 地域福祉を進めていこう 3

II 総論

第1章 計画の策定にあたって

1. そもそも「社会福祉」とは 4
2. 地域福祉の推進 4

第2章 計画を策定する背景と趣旨

1. 計画策定の背景 5
2. 計画策定の趣旨 6
3. 計画の原則 6
4. 計画の位置づけ 7
5. 計画期間 8

第3章 本市の社会状況 9

第4章 計画策定の基本方向

1. 基本的な視点 14
2. 基本理念 15
3. 基本目標 15
4. 第1期地域福祉計画の主な成果項目 16
5. 計画の概要 17

III 各論

地域福祉推進の総合的な展開

1. 施策の体系 18
2. 重点課題と施策 20
3. 施策の展開一覧 33
4. 計画の推進と評価 40

IV 資料編

1 序論

地域福祉を進めるために

1. 地域福祉とは

身近に子育ての相談できる
仲間がおらんじゃろか・・・



ひとり暮らしで、ちょっとしたことが不安やわ。
相談相手がほしっちゃけどなあ・・・

引っ越してきたばかりで地
域に知らん人ばかりで心細
いわ・・・



ボランティアをやってみたいっちゃけ
ど、どんげしたらいいっちゃろか!?

災害時のもしものときや、犯罪を未然
に防げるような地域のつながりがある
といいっちゃけど・・・



地域の中で、みんな何か「困ったこと」、「悩みごと」を抱えながら生活して
います。

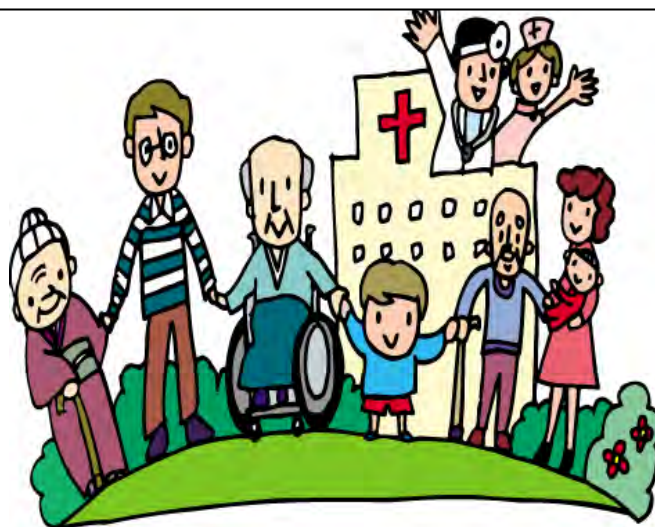
地域福祉とは、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心していきいき
とした生活が送れるよう、「困ったこと」、「悩みごと」を制度に
よるサービスを利用するだけでなく、地域において、お互いに助
けられたり、助けたりする関係を築きながら、“共に生き、支え
合う地域社会”を実現しようとするのです。

2. 地域福祉の担い手は

地域福祉の“対象者”は、地域で暮らす、すべての人々です。
そして、地域福祉の“担い手”も、地域で暮らす、すべての人々です。

[すでに担い手として活躍している人々や団体]

地域住民、民生委員・児童委員、ボランティア、地域福祉推進チーム、高齢者クラブ、自治会、社会福祉協議会、NPO、社会福祉法人、各協同組合、商店街、サービス事業所など



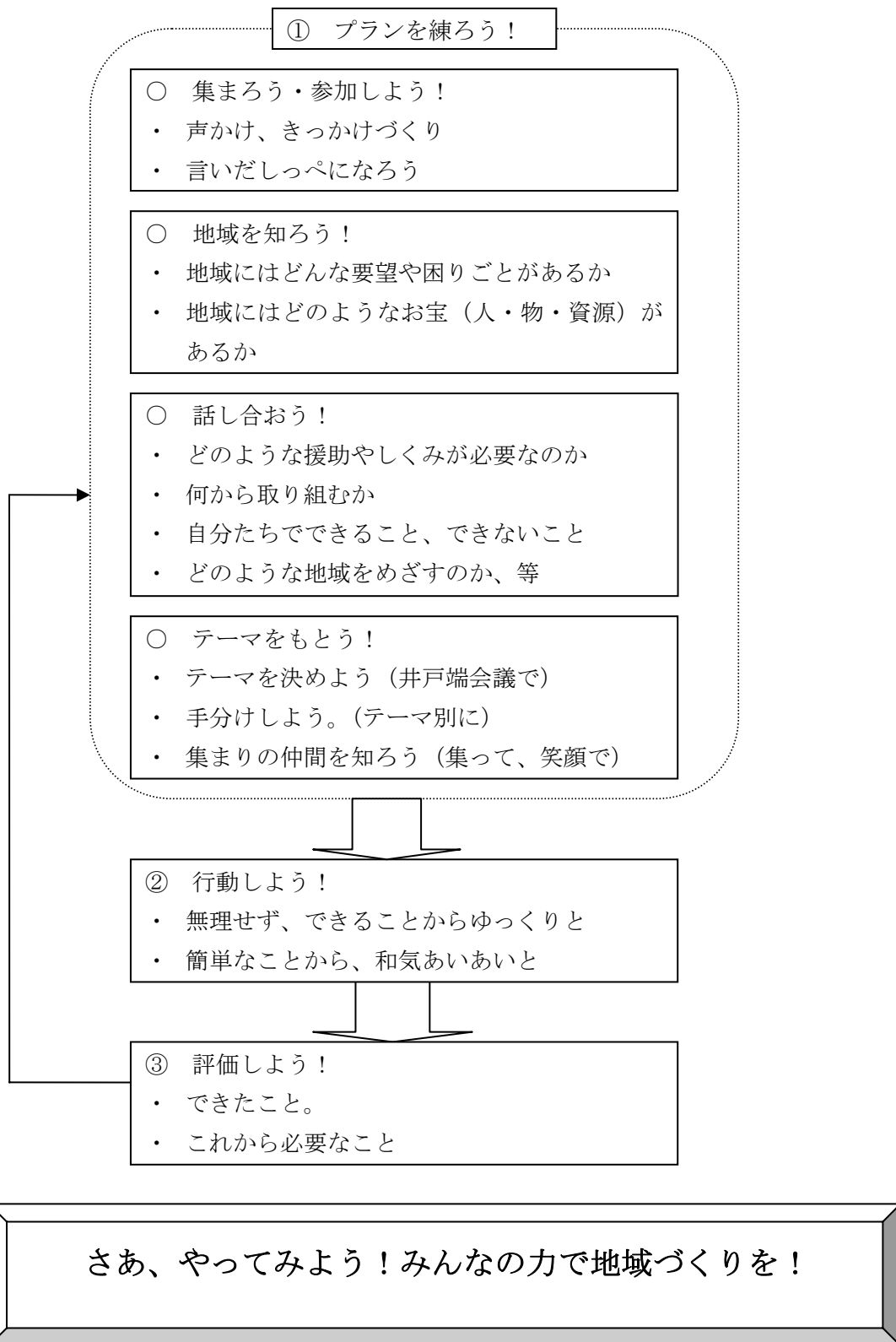
3. 地域福祉を進めるには

地域福祉を推進するには、ひとりよりみんなで！！

◎先駆的な地域福祉活動の成功例がもつ「成功のひけつ」！！

- 地域に“言いだしっぺ”が、そして応援する人がいること
- 地域で人が集まるような「きっかけ」づくりができること
- 人が集まり解決すべき困りごとに気がついていること
- どういう行動をしていくか共通の意識をもっていること
- 多くの人が参加し、少しずつ負担を分け合い支えていける仕組みがあること

4. 地域福祉を進めていこう



II 総論

第1章 計画の策定にあたって

1. そもそも「社会福祉」とは

社会福祉とは、個人が自らの努力だけでは自立した生活が困難となった場合に、その自立に向けて、社会が連帯して支援を行うための制度や援助活動のことです。

わが国において、社会福祉が本格的に展開するようになるのは第二次世界大戦後のことであり、憲法第25条では、すべての国民は「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことが権利として定められ（このことを「生存権」といいます。）国や地方自治体には「社会福祉」等の向上・増進を通じてその保障義務があることが明記されました。

かつての村落共同体（地域）内における相互扶助制度は、工業化し都市化した現代社会では弱くなってきた、もしくは喪失してしまったとも言われ、人間関係の希薄化が様々な課題を発生させているといえます。

一方で、自治会、高齢者クラブなどの自主活動を通じて市民が相互に支え合う活動や個人、NPO 団体などによるボランティア活動も展開されています。

社会福祉は、自らの努力だけでは自立した生活が困難となった場合に、地域や関係者、行政、サービス事業者等が連携して必要な援助を行い、自立を支援するものです。

2. 地域福祉の推進

社会福祉がこの様に定義づけられるなかで、平成12年6月に社会福祉事業法が改正・改称され「社会福祉法」が制定され、その社会福祉法第4条により地域福祉の推進が明記されました。そしてその推進に努めなければならない主体としては、地域住民、事業者及び社会福祉に関する活動（ボランティア等）を行なう者の三者を定めています。ここで注目されることは、従来は、地域住民は、事業を実施するにあたって理解と協力を得るべき存在に止まっていたが、改正後は、地域住民は、事業者及びボランティア等と協力して地域福祉の推進に努めなければならないものとされました。

また、その推進の目的は、「福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように」することとされています。一言で言えば「誰もが住みやすい町」の実現が地域福祉の推進の目的といえます。

そして、国及び市町村は、その目的達成のため、福祉サービスの提供の確保に関する施策や適切な利用の促進を図る施策等を講じることとされています。

地域で生活を営む全ての
住民

ボランティアや NPO、民生
委員・児童委員等の地域で福
祉活動を行う法人及びグル
ープや団体

社会福祉法人、社会福祉を目的とする
事業を営む事業者
NPO・民間企業・農協等の事業者

社会福祉法
地域福祉の推進

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第5条 ……中略……

福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

福祉サービスを必要としている全ての人(現在、サービスを利用していない人も含む)

第2章 計画を策定する背景と趣旨

1. 計画策定の背景

平均寿命の伸びや出生率の低下などに伴い、わが国の人口構造の少子高齢化は急速に進んでいます。本市においても、65歳以上の高齢者の人口は、平成22年10月現在で35,624人、総人口に占める割合も前年より0.3ポイント増の27.4%に達しており、人口、割合とも過去最高となりました。

また、14歳以下の年少人口は、平成22年10月現在で18,575人、総人口に占める割合は13.9%になっており、今後も少子高齢化の傾向が続くと予想されています。

このような少子高齢化に加え、核家族化の進行や男女共同参画の進展、市民の価値観の変化などに伴い、従来の多世代が同居する大家族の中で行われてきた家庭での養育や介護のありようも変わってきているのと同時に、地域での人と人とのつながりが希薄化し、かつての伝統的な地縁、血縁で結ばれた地域社会においては、当然のこととして行われてきた相互扶助機能も低下しているといわれています。

さらに、バブル経済崩壊による成長型社会の終焉、そして近年の経済不況がこれに追い打ちをかけ、地域における生活環境にもさまざまな影響を及ぼしています。

2. 計画策定の趣旨

このように急速な少子高齢化や核家族化に伴い、家族や地域における人と人とのつながりが希薄化するなか、社会福祉法において「市町村地域福祉計画」の策定が明文化されました。

こうした社会福祉を取巻く環境の変化に伴い、本市においても、人と人とのつながりにより、お互いに助けたり、助けられたりする安全・安心のネットワークを築いていくことを目指して、延岡市地域福祉計画を策定しました。「第2期延岡市地域福祉計画」は、この計画の理念等を継承すると共に、社会経済環境の変化や地域の実情に合わせて見直し策定します。

社会福祉法

市町村地域福祉計画

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

3. 地域福祉計画の原則

1 市民主体の原則

～地域福祉を創っていく主体は市民です～

地域福祉という概念や実践には「完成された状態」はなく、創意工夫のもとで、常に創り続けていくものです。そうした地域福祉を創造していく主体は利用者も含め市民自身です。用意されたステージに市民が参加するというよりも、そうしたステージそのものも市民が創り出すという意味で、市民自治の確立を目指した「市民主体の原則」のもとに計画を策定しています。

2 利用者本位の原則

～地域福祉は利用者の立場から創っていくものです～

地域福祉はサービスを提供する専門職側の、あるいは活動する市民の側主導のもとに利用者が置かれるのではなく、あくまで利用者の側の主導でサービスや活動を（提供されるのではなくて）利用していくものです。こうした「利用者本位の原則」のもとに計画を策定しています。このことは、利用者の選択権や自己決定権が可能となるような仕組みの構築を目指していくことを意味します。権利擁護の仕組みづくりもこうした原則をベースに構築していく必要があります。

3 ネットワーク化と協働の原則

～地域福祉を創り推進していく主体は
多様な主体間の協働です～

地域におけるさまざまなサービスや市民による諸活動、あるいは機関や事業者、NPOなどをネットワーク化することで、また行政のセクションを越えてネットワーク化することで、より効率的・効果的な地域福祉の構築を目指す必要があります。

こうしたネットワーク化をすすめることは、地域福祉を創っていき推進していく上で、市民と行政、さまざまなNPOや地域で活動している団体など、各主体が協働して地域福祉に取り組んでいくこと（パートナーシップを構築していくこと）を目指した「ネットワーク化と協働の原則」のもとに計画を策定しています。

4 地域生活の原則

～地域福祉のステージ（舞台）は「地域」です～

地域社会は生活上のさまざまな課題が発生する場であると同時に、そうした課題の緩和・解決を図っていく場でもあります。

市民が地域社会の中で、お互いに支え合いながら、いきいきと自立・自律した生活を営めることを目指す必要があります。

市民が生活課題の解決のために必要なサービスや活動を利用したり、あるいはサービスや活動を創りだすステージ（舞台）は、あくまでも地域です。こうした「地域生活の原則」のもとに計画を策定しています。

4. 計画の位置づけ

【地域福祉計画の位置づけ】

延岡市地域福祉計画は、「延岡市長期総合計画」における福祉の政策領域を中心に、保健・医療等を含めた生活基盤の政策領域において、地域福祉を推進するための施策や事業展開を示した行政計画として位置づけています。

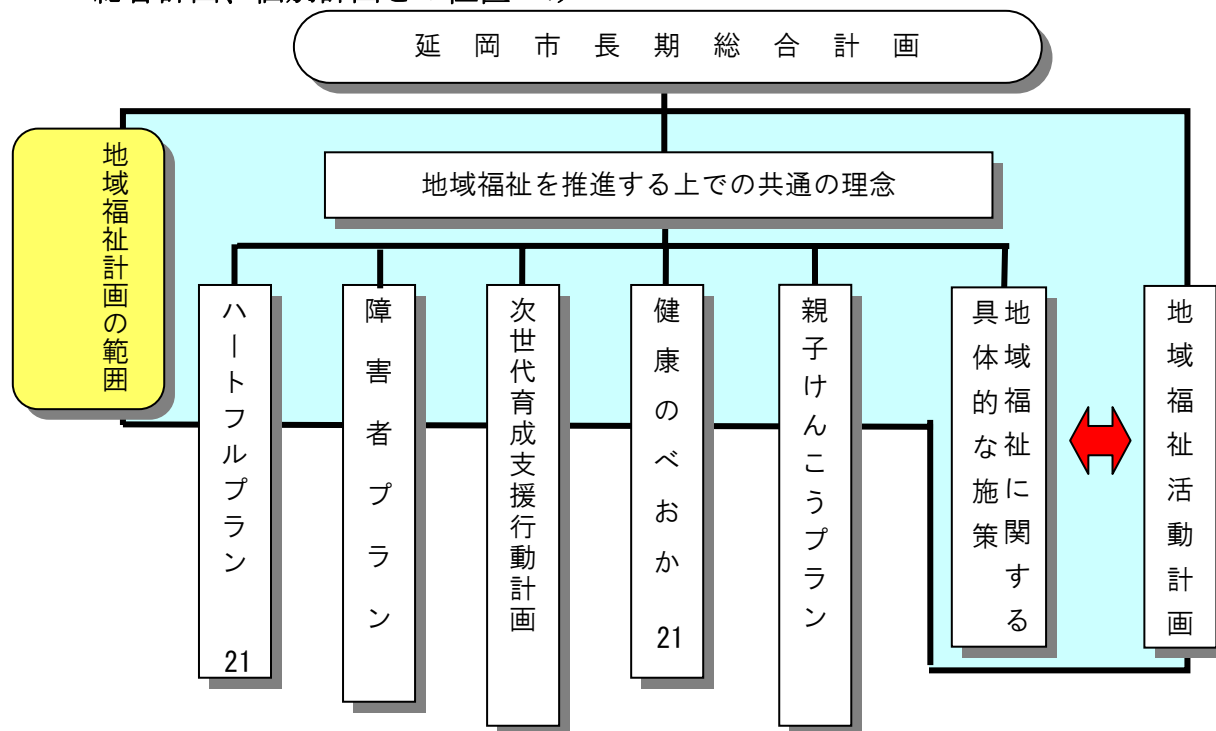
【他の法定個別計画との関係】

地域福祉計画は、高齢者・障がいのある人・児童といった属性分野別に策定されてきた社会福祉分野の計画を、地域福祉の視点から横断的に地域福祉を推進させる基本的方向性を示すもので、個別計画に共通する課題や個別計画に含まれない施策について取り組みを提示するものです。地域の福祉課題の解決を図るために人と人とのつながりによる助け合いや支えあいを促進する施策や事業展開を示す行政計画として策定します。

「ハートフルプラン 21」、「障がい者プラン」、「次世代育成支援行動計画」、「健康のべおか 21」、「親子けんこうプラン」といった個別計画は「延岡市長期総合計画」を上位計画としながら、直接、それぞれの対象者やその家族などに対して、個別的なサービスの提供、サービス基盤の整備や事業展開を示

しています。また、福祉活動を行う地域住民やボランティア、NPOなどの民間団体の自主的・自発的な福祉活動を中心とした民間活動の自主的な行動計画である、「地域福祉活動計画」（社会福祉協議会が策定）と相互に連携することになります。

総合計画、個別計画との位置づけ



5. 計画期間

【計画の期間】

「延岡市地域福祉計画」は、平成18年3月に5ヵ年計画として策定されましたが、この間の社会情勢や地域社会の変化に合わせて、第1期計画における基本的部分を継承しながら、さらに、新たな視点による項目の追加、事業の展開を図るなど、第2期計画として見直しを行ないました。

計画期間は、平成23年度から5年間とし、その進捗状況を把握するため、適宜、懇話会を開催していきます。

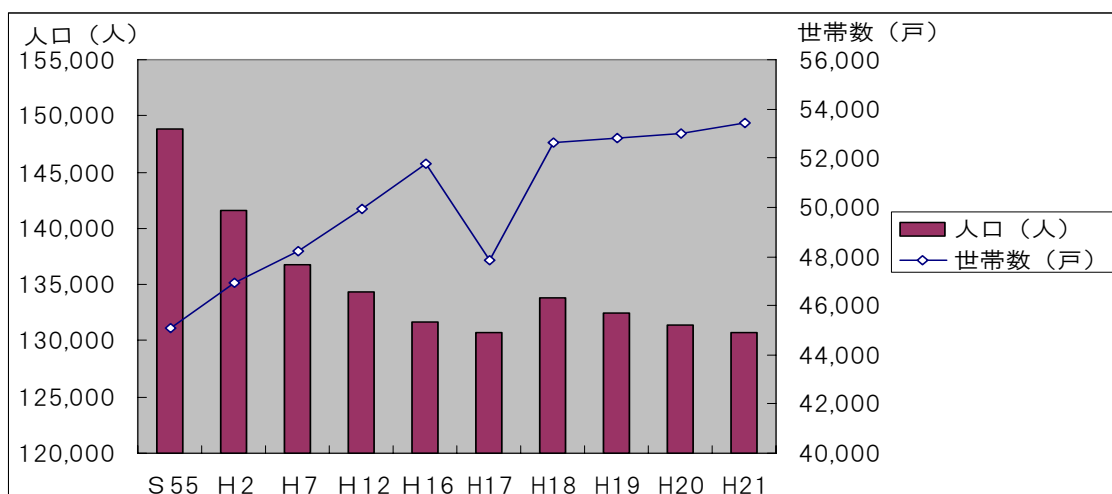
第3章 本市の社会状況

1. 人口と世帯数等の推移

本市の総人口は、昭和55年の148,793人をピークに減少傾向が見られ、平成16年には131,723人（10月1日現在の現住人口）となっている。一方、世帯数は年々増加傾向にある。そのため、一世帯あたりの世帯員数は昭和55年の3.3人から平成16年には2.5人に減少しており、総人口と同様、減少傾向が見られる。

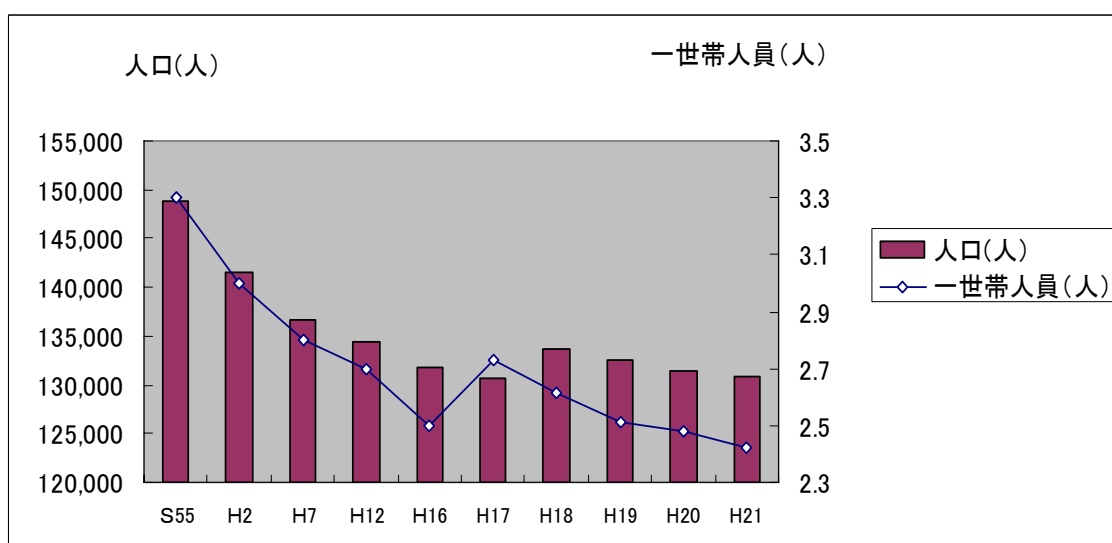
平成18年度以降は、旧北川町を含む延岡市全体の人口であり、合併後増加しているが、引き続き減少傾向にある。平成21年現住人口は、130,787人、53,439世帯となっている。このような傾向からは、世帯の分離や、核家族化がさらに進んでいることが推測されることから、ますます地域における支え合いが必要となっているといえる。

表1-1 人口と世帯数の推移



注釈：H17まで旧北方町、旧北浦町含む。H18年から旧北川町含む 資料：国勢調査：現住人口

表1-2 人口と一世帯人員の推移

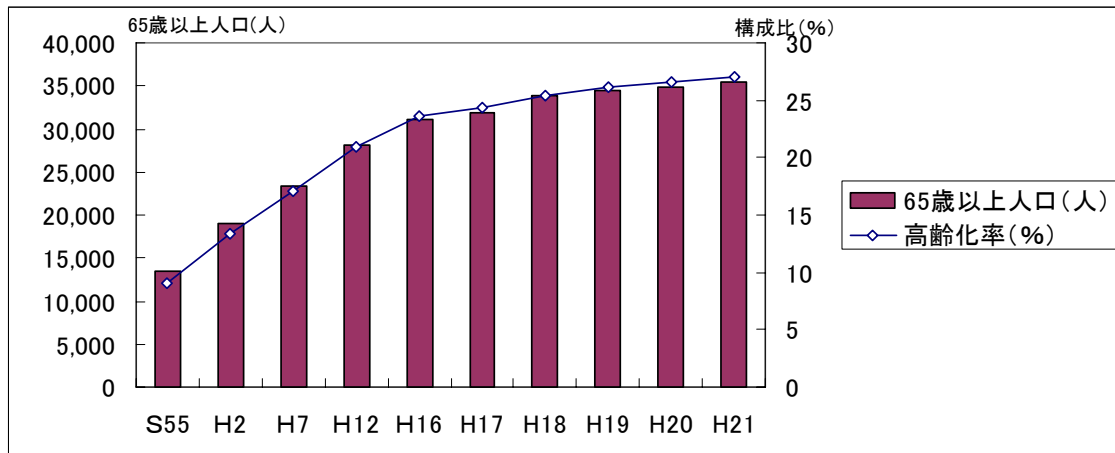


注釈：H17年度までは旧北方町、旧北浦町含む。H18年度から旧北川町含む。資料：国勢調査：現住人口

2. 高齢者人口と年少人口の推移

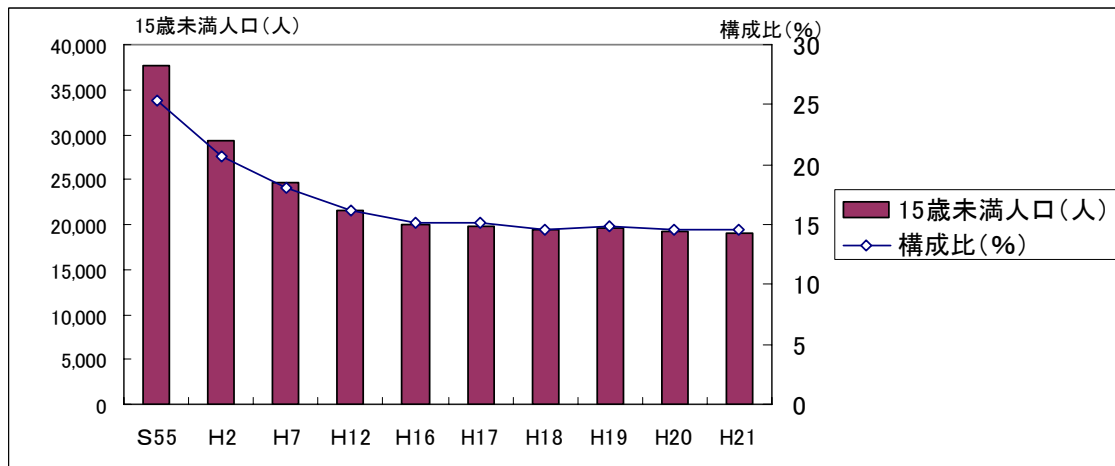
前述のとおり総人口は減少傾向が続いている。高齢者人口は表 2-1 のとおり逆に年々増加し、高齢化率は、平成 21 年 10 月 1 日現在で 27.1%となっている。また年少人口（表 2-2）においては、平成 17 年度以降、横ばい状況にあるが、全体的には依然として、少子高齢化の傾向が見られる。

表 2-1 高齢者人口の推移



注釈：H17 年までは旧北方町、旧北浦町含む。資料：「国勢調査」「健康福祉部所管事務概要」

表 2-1 年少人口の推移

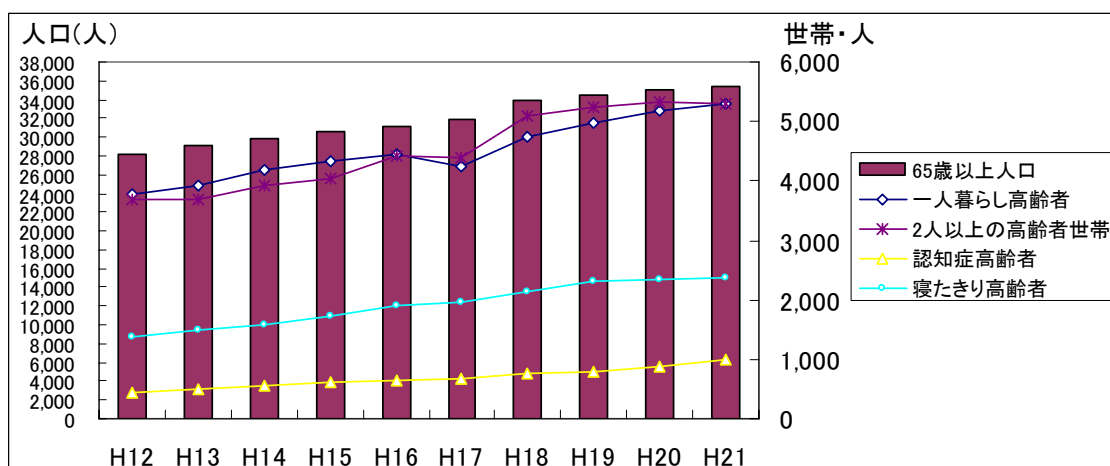


注釈：H17 年までは旧北方町、旧北浦町含む。資料：「国勢調査」「健康福祉部所管事務概要」

3. ひとり暮らし世帯数等の推移

ひとり暮らし世帯や認知症高齢者等は、高齢者人口が増えるに伴い年々増加しており、今後もこの傾向は続くものと見られ、引きこもりや孤独死の問題、同居家族からの高齢者への虐待などに対する対応を着実にを行い、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めなければならない。

表3 高齢者人口に対するひとり暮らし世帯数等の推移



注釈：各年7月1日現在の数値（H17年まで旧北方町、旧北浦町含む。H18年度から旧北川町含む）

資料：「健康福祉部所管事務概要」「民生委員児童委員による高齢者実態調査（高齢福祉課）」

4. 就学前児童の保育状況

近年、景気後退による共働き家庭の増加などにより、就学前児童の認可保育所での保育の割合が在宅等での子育ての割合に並んできた。少子化、核家族化、地域社会の衰退などにより、子どもとその家庭を取り巻く社会環境が大きく変化し、子育てに関する悩みや不安を抱えている父母が多いと言われているなか、保育所の果たす役割が重要になってきている。

(単位：人、%)

区分	児童数	構成比
認可保育所(公立9所、法人立27か所)	2,498	36.8
認可外保育所(20か所)	467	6.9
幼稚園(17か所)	1,320	19.5
在宅及び保育所、幼稚園以外	2,494	36.8
合計	6,779	100.0

注釈：保育所の児童数は、平成22年4月1日現在の数値、幼稚園の児童数は平成22年5月1日現在の数値

資料：「健康福祉部所管事務概要」「学校基本調査（学校教育課）」

5. 児童扶養手当受給者数の推移

離婚率の上昇などによりひとり親家庭が増加している状況である。

(単位：人)

	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年
児童扶養手当受給者数	1,528	1,656	1,683	1,745	1,780	1,829	1,825	1,836

注釈：各年度末現在の数値（旧北方町、旧北浦町含む。但し、平成14年度に旧北方町は含まれていない。）資料：「健康福祉部所管事務概要」

6. 身体障害者手帳所持者数

身体障害者手帳所持者のなかでも、65歳以上の人の割合が年々増加している。

(単位：人)

区 分	18歳未満	18歳～64歳	65歳以上	合 計
視覚障害	4	151	328	483
聴覚平衡機能障害	19	123	481	623
音声言語機能障害	0	40	43	83
肢体不自由障害	75	1,142	2,409	3,626
内部障害	17	632	1,692	2,341
合 計	115	2,088	4,953	7,156

注釈：平成22年4月1日現在の数値 資料：「健康福祉部所管事務概要」

7. 療育手帳所持者数

療育手帳所持者のなかで、重度の人の割合が約5割となっている。

(単位：人)

区 分	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合 計
重 度 (A)	86	372	58	516
中 度 (B1)	58	320	30	408
軽 度 (B2)	74	141	3	218
合 計	218	833	91	1,142

注釈：平成22年4月1日現在の数値 資料：「健康福祉部所管事務概要」

8. 精神障害者保健福祉手帳所持者数

(単位：人)

区分	1級	2級	3級	合計
所持者数	31	272	94	397

注釈：平成22年4月1日現在の数値 資料：「健康福祉部所管事務概要」

9. 被保護世帯、人員の推移

バブル崩壊後の景気低迷や、高齢者の増加、加えて「DV」や精神疾患などの理由から、生活保護受給者は平成11年度以降増加傾向にある。

また、リーマン・ショック後の日本経済の不況の中で、有効求人倍率は上昇傾向に転じたといわれるが、就労弱者の就職状況は厳しく、総じて生活保護受給者は増加している。

(単位：世帯、人、%)

年 度	世 帯 数	人 員	保 護 率		
			延岡市	県平均	全国平均
H12	1,125	1,549	12.43	9.3	8.4
H13	1,245	1,684	12.57	9.67	9
H14	1,355	1,823	13.69	10.07	9.8
H15	1,455	1,973	14.90	10.65	10.5
H16	1,533	2,063	15.67	11.09	11.1
H17	1,515	2,010	16.33	11.21	11.6
H18	1,523	1,974	15.26	11.18	11.8
H19	1,526	1,943	14.66	11.29	12.1
H20	1,546	1,928	14.67	11.72	12.5
H21	1,689	2,127	16.27	13.23 (H21.12)	14.2 (H21.12)

注釈：・保護率は人口千人に対する割合（保護停止者含む）、世帯数、人員は各年度平均

・旧北方町、旧北浦町含む。但し、平成12年度に両町は含まれていない。

資料：「健康福祉部所管事務概要」「宮崎県の生活保護」

10. 要介護認定者数の推移

高齢者人口の増加に伴い、介護保険の新規認定者も増加の傾向にある。

特に21年度は、対前年比で15.3%と高い伸びを見せている。

(1) 年度別要介護認定数 [延件数]

(単位：件)

	新規認定数	更新等認定数	計
19年度	1,291	5,024	6,315
20年度	1,395	5,699	7,094
21年度	1,608	5,625	7,233

資料：「健康福祉部所管事務概要」

第4章 計画策定の基本方向

1. 基本的な視点

(1) 第1期計画の継承と重点的な施策の推進

第1期計画における基本的な方向、事業を継承しながら、時代の変化に対応した新たな視点で、基本目標実現に向けて引き続き8つの重点的な施策を推進します。

(2) 市民協働まちづくりの構築

かつて地域においては、家族の絆も強く、人と人とのつながりも深いものがありました。現代においては人間関係の希薄化がいわれ、地域における助け合いや支え合いが益々重要となっています。

地域における人と人とのつながりを大切にしながら、地域の課題を自らが解決することが出来る市民協働のまちづくりを進めます。

(3) 社会変化への対応

第1期計画策定中に北浦町、北方町との合併や策定後の北川町との合併など本市を取巻く環境は大きく変化しています。また、介護保険法の改正や障害者自立支援法の制定、医療制度改革などの制度改革があり、これらに対応した施策が必要となっています。さらに、災害時における要援護者の支援や不明高齢者問題などの新たな課題に対して取り組みます。

(4) 地域の実情に合った取組の推進

地域福祉の推進においては、合併前のそれぞれの旧市町の特色を活かした活動を発展させながら新しい視点でも構築していきます。

各地区社会福祉協議会の福祉活動の活性化や支え合いの仕組みづくりを推進します。

(5) 新たな課題への対応

本市において、市町村では始めてとなる、「地域医療を守る」条例を制定し、「健康長寿のまちづくり」への取り組みを進めています。市民による健康長寿の推進や保健・医療・福祉・介護の連携の取組などを計画に位置付けていきます。

2. 基本理念

誰もが安心して健やかに暮らせる地域社会の実現 ～市民一人ひとりが地域福祉の担い手～

誰もが、地域で暮らすなかで、様々な困りごとや生活の不安を抱えることがあります。住み慣れた地域の中で、安全・安心な自立した生活が送れるような地域づくりを目指します。

また、地域で暮らす人が、共に支え、支えられる地域福祉の“担い手”であり、“受け手”であることを理解し、互いに認めあうことによって人と人との支え合いや助け合いなどの“共助”を育み、協働の地域社会を目指します。

3. 基本目標

基本理念の実現を図るため、引き続き2つの基本目標にそって施策を展開します。

(1) 地域住民による支え合いの仕組みづくり

地域福祉を推進するためには、地域住民自らが地域の課題を発見、掘り起こし、自分達の課題として受け止め、その課題解決に向けて助け合い、支え合っていくことが大切です。

地域住民、地域の諸団体、行政は、「自助」、「共助」、「公助」を基本に個人の尊厳を重視しながら地域住民が支え合う仕組みづくりを進めます。

(2) 地域福祉の共通基盤づくり

地域福祉を推進するためには、地域住民やボランティアなどの参加による活動と公的なサービスが効果的に連携していくことが不可欠です。行政は、地域住民の視点で施策を点検し、地域福祉の共通基盤づくりに取り組みます。

4. 第1期地域福祉計画の主な成果項目

① 地域主体による福祉コミュニティづくりの推進

延岡市全域に、地域福祉を担う住民組織として地区社会福祉協議会が設置され、それぞれの地域における課題の発掘や解決に向けた取組の体制が整備されました。

② 地域で集い、憩い、学べる場づくり

ふれあい・いきいきサロン活動の拡大や子育てサロンの充実、子育て支援体制の強化とともに、住民主体による福祉活動の拠点が整備されました。

③ ボランティア・NPOが活躍できる基盤の整備

ボランティアセンター、ボランティア協会を中心に、ボランティア活動が展開され、ボランティア・NPO団体の拠点となる市民協働センターが設置されました。

④ 心のバリアをなくす福祉教育の推進

疑似体験、介護体験等を通じた理解と交流の促進により地域、学校における福祉教育の取り組みが行なわれています。

⑤ 誰もが適切に情報を入手できる体制の整備

各種サロン活動、福祉推進チーム活動などの地域活動や民生委員・児童委員、障がい者相談支援専門員、地域包括支援センター等に対する情報の提供や事業者の適切な情報公開行なわれました。また、医療、介護関係者の連携する「地域資源リスト」が作成されました。

⑥ 総合的な相談・支援体制の確立

地域包括支援センターが設置されると共に、障害者支援事業所、子育て支援事業の拡充が図られています。

⑦ ケアマネジメントシステムの充実

地域包括支援センター、障がい者相談支援事業所を中心に、関係機関と連携したケアマネジメントが実施されています。

⑧ 福祉サービス利用者の権利擁護の推進

高齢者、障がいのある人への日常生活自立支援事業や成年後見制度の普及が図られています。

⑨ 地域福祉推進に向けた社会福祉協議会の役割の促進

地区社会福祉協議会の日常活動を支援すると共に、地域福祉活動計画策定へ向けて支援しています。

第2期延岡市地域福祉計画の概要

基本理念 誰もが安心して健やかに暮らせる地域社会の実現
～市民一人ひとりが地域福祉の担い手～

基本目標 1 地域住民による支え合いの仕組みづくり

重点課題

- 1 住民主体による福祉コミュニティづくりの推進
- 2 地域で集い、憩い、学べる場づくり
- 3 ボランティア・NPOが活躍できる基盤の整備
- 4 心のバリアをなくす福祉教育の推進

基本目標 2 地域福祉の共通基盤づくり

重点課題

- 1 誰もが適切に情報入手できる体制の整備
- 2 総合的な相談・支援体制の確立
- 3 ケアマネジメントシステムの充実
- 4 福祉サービス利用者の権利擁護の推進

第1期地域福祉計画の主な成果

- ① 各地区での地区社会福祉協議会の設置
- ② 各サロン活動の継続的な活動
- ③ ボランティア・NPO団体の活動拠点の整備
- ④ 地域、学校における福祉教育の推進
- ⑤ 事業者の適切な情報公開及び地域資源リストの作成
- ⑥ 日常生活圏ごとに地域包括支援センターを設置
- ⑦ 地域包括支援センター等との連携体制の強化
- ⑧ 権利擁護の推進
- ⑨ 各地区社会福祉協議会の活動計画策定へ向けた支援の促進

第2期延岡市地域福祉計画の策定趣旨

「第2期延岡市地域福祉計画」は、平成18年3月に、社会福祉法107条に基づき策定した「延岡市地域福祉計画」の理念等を継承するとともに、社会経済環境の変化や地域の実情に合わせ見直すものです。

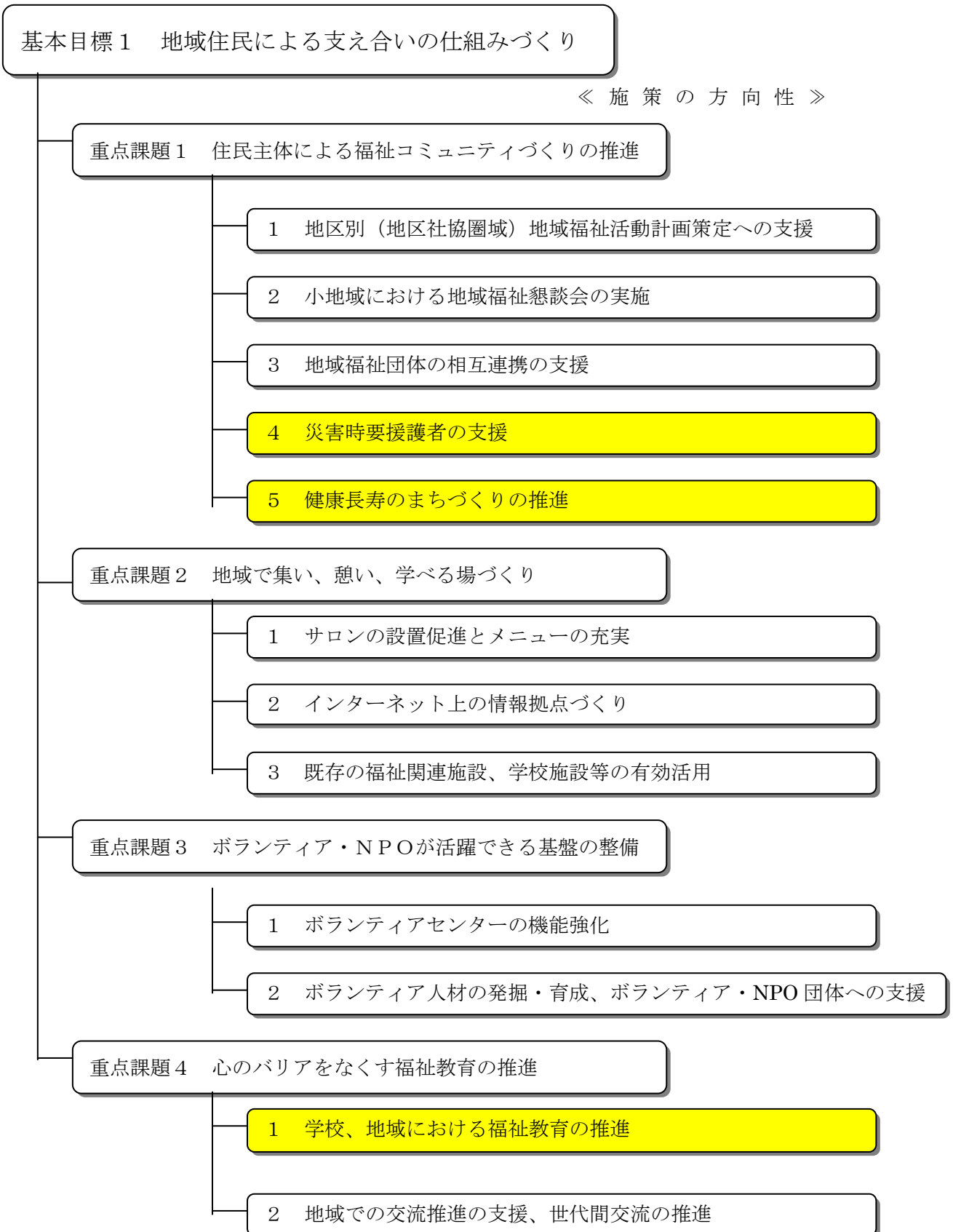
“のべおか”の地域福祉計画とは！

人と人とのつながりにより、お互いに助けたり、助けられたりする安全・安心のネットワークを築いて地域福祉を推進します。

III 各論 地域福祉推進の総合的な展開

1. 施策の体系

⇒ 新規・変更項目



基本目標 2 地域福祉の共通基盤づくり

《 施策の方向性 》

重点課題 1 誰もが適切に情報を入手できる体制の整備

- 1 地域福祉活動に関する情報の共有化
- 2 情報の一元化の推進と社会資源の有効活用
- 3 事業者の情報公開の推進

重点課題 2 総合的な相談・支援体制の確立

- 1 保健福祉の総合的な相談体制
- 2 専門相談職員の資質向上の促進
- 3 情報・相談ネットワークの充実
- 4 地域での見守り活動の推進

重点課題 3 ケアマネジメントシステムの充実

- 1 総合的なケアマネジメントシステムの構築
- 2 保健・医療・福祉・介護の連携の強化

重点課題 4 福祉サービス利用者の権利擁護の推進

- 1 苦情対応システムの整備
- 2 第三者評価事業の推進
- 3 日常生活自立支援事業の普及、成年後見制度の利用促進

2. 重点課題と施策

基本目標 1 地域住民による支え合いの仕組みづくり

重点課題 1 住民主体による地域福祉コミュニティづくりの推進

1 地区別（地区社会福祉協議会圏域）地域福祉活動計画策定への支援

地域福祉を推進するためには、福祉コミュニティを形成することが不可欠であり、この福祉コミュニティは、地域住民自らが地域の問題を自分の問題として受け止め、課題解決を図り、助け合い支え合って生活するという意識なくしては形成することができません。

本市では、住民による自主的な福祉活動を推進するため、昭和 62 年から延岡市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）が主体となり、住民の福祉活動の母体となる組織として、概ね中学校区を単位とした「地区社会福祉協議会」（以下「地区社協」という。）の設置を進め、現在、全市域 22 地区に整備してきました。

また、社会福祉協議会が平成 21 年 3 月に策定した「延岡市地域福祉活動計画」に基づき、各地区社協においては、活動計画策定に取り組んでおり、全ての地区での策定を目指しています。活動計画策定や地域の課題解決に向けた取り組み活動の活発化を図ります。

地区社会福祉協議会＝地区社協

地域福祉の推進を目的として地域の実情に合った福祉活動を展開するための組織。昭和 62 年から延岡市社会福祉協議会が主体となり設置を進め、住民の福祉活動の母体となる組織として、概ね中学校区を単位とした地区に分けて平成 21 年度に市内全域（22 地区）に設置。地域内の自治会役員や民生委員児童委員、PTA、福祉関連事業者等で構成される。

2 小地域における地域福祉懇談会の実施

地区社協の地域福祉活動計画策定過程における地域での会議等（地域福祉懇談会）において、その活動内容や課題を協議し、地域福祉推進チームにおける情報の共有や情報交換をしながら、さらに自治会単位の地域コミュニティ作りへむけての取り組みを目指します。

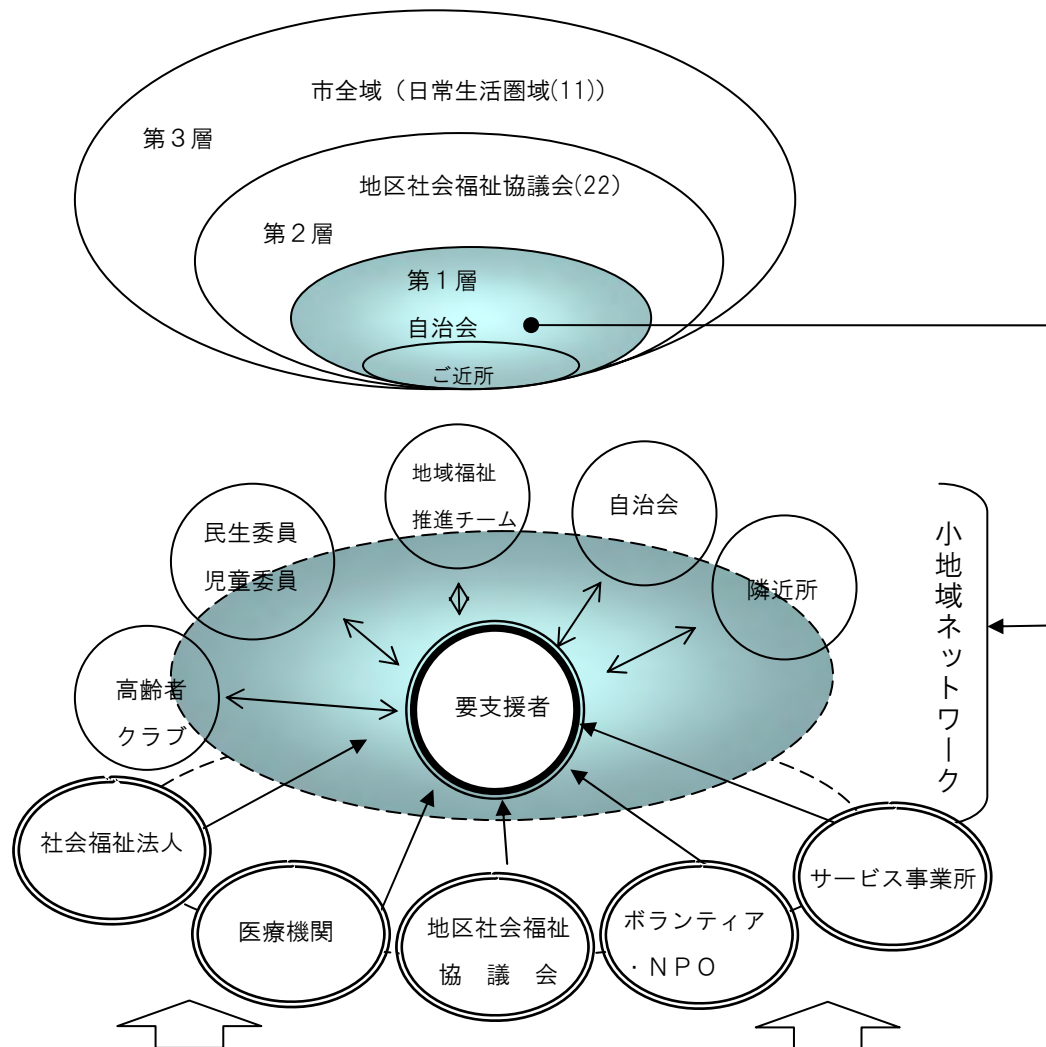
また、毎年、地域福祉推進大会等を開催し地域福祉活動の意識の向上と連携を図っていきます。

地域福祉推進チーム

生活に不安を抱いている高齢者やその家族を支えるため「声かけ」「見守り」など、日常的に無理なくできる程度の活動を行う地域住民によるボランティアグループ。概ね一つの区を単位とし、10名前後の協力員で構成されており、現在227チームが活動している。

3 地域福祉団体の相互連携の支援

地域の連帯意識が希薄と言われる中、地域の結びつきをつくるのは容易なことではありません。民生委員・児童委員、地区社協、ボランティア・NPO、社会福祉法人等が様々な形で地域福祉活動を展開しています。行政は、各団体との定期的な会議などを通して、団体相互の連携の働きかけをしながら助け合いの仕組みの構築に努めます。



行政は、社会福祉協議会、地域包括支援センター、子育て支援センター等との連携を図りながら、ネットワーク化を支援していきます。

【第1層】

要支援者が、住み慣れた地域で、より安心して住み続けるためには、家族や近親者の支えがありそれをまたご近所が支援し、さらに個別の生活課題に注目しながら、地域全体の課題にしていく視点と支援、また地域住民の参加による積極的な活動（地域福祉の推進）が重要となります。

（小地域ネットワークの形成）

【第2層】

それぞれの地域福祉の推進活動は、隣接した地域の活動と連携することで更に大きく拡大し、また、地域における共通の課題や解決に向けて、人材や施設など一定の区域における資源を有効に活用することが出来ます。

【第3層】

市内全域において、総合的な相談体制や支援体制のもと、保健・医療・福祉・介護が連携したサービスを提供します。

4 災害時要援護者の支援

災害時には迅速かつ的確に要援護者の避難支援を行なうため、日頃から要援護者の把握を適切に行なうことが重要であり、要援護者として想定される高齢者や障がいのある人、妊産婦、乳幼児等の情報把握に努めます。

また、要援護者情報の共有については、①手上げ方式及び同意方式、②関係機関共有方式などが考えられ、個人情報に十分に配慮しながら、民生委員・児童委員等の関係機関において適切な情報の管理と共有を図ります。

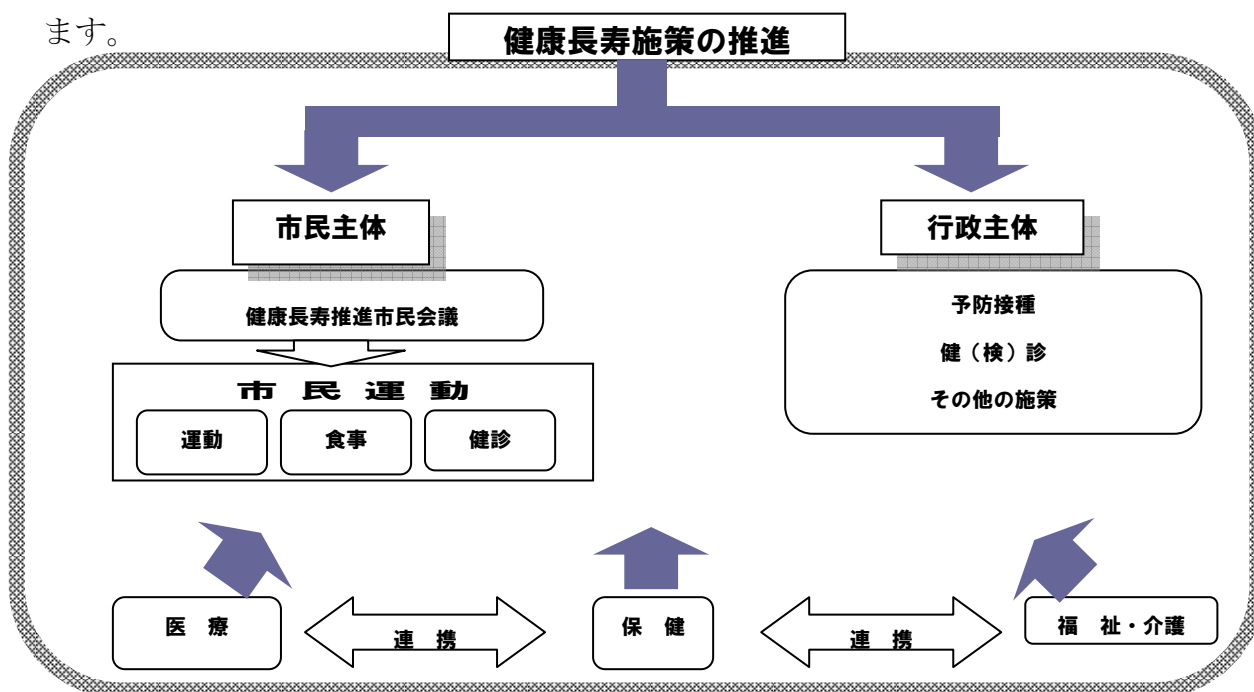
現在、ひとり暮らし高齢者等に対しましては、民生委員・児童委員の協力を得ながら、「災害時要援護者登録」を推進し、現在、538名の登録をしていますし、さらに、障がいのある人については、障がい者相談支援事業所等を通じて、手上げ方式により181名を登録しています。

引き続き登録の勧奨を行なうと共に、災害時などの緊急対応が発生した場合の安否確認情報が円滑に伝達されるための役割分担や連絡体制などについて自主防災組織や延岡市消防・防災部局などとの連携を図りながら取り組みます。

5 健康長寿のまちづくりの推進

平成 21 年 9 月に制定した「延岡市の地域医療を守る条例」は、市町村では初となるもので全国的にも注目されています。条例では、地域医療そのものを守ることに並んで健康長寿のまちを目指すことを柱として位置付けており、健康長寿のまちづくりのための市民運動の推進を図っています。そのため、平成 22 年 4 月に民・官・産・学から 29 団体が集まり延岡市健康長寿推進市民会議を設置し、12 月には市民運動行動計画を発表しました。これは「運動」「食事」「健診受診」の 3 つを柱として、11 区分に分けたそれぞれの主体に応じて、健康長寿のまちを目指した取り組みを行うものです。

また、健康長寿のまちづくりを推進するためには医療と保健及び福祉の連携が重要になります。まずは、地域福祉推進の面においては、一人ひとりが健康でいられることと、地域において安心して暮らすことの出来る社会形成に努めます。



重点課題 2 地域で集い、憩い、学べる場づくり

1 サロンの設置促進とメニューの充実

かつては、地域の中に気のあった仲間がいつも集まる家や店などがあり、軒先や店先で雑談や情報交換をする光景が見られました。こうした居場所は、地域での交流の場として新たな人との出会いを生み、仲間づくりの重要な役割を果たしてきました。また、こうしてできた「気の合う仲間」は、相談したり励ましあったりと「互いに支え合う仲間」として心強いものになっています。現在、高齢者を対象とした「ふれあい・いきいきサロン」、「シルバー生き生きサロン」や、育児に関する「子育てサロン」活動が行われており、重要な集いの

場となっています。引き続き生涯学習部門との連携を図りながら高齢者・児童のライフステージにあったメニューの提供に努めます。

また、障がいのある人につきましては、相談支援事業所や地域活動支援センター等におけるサロン活動を支援いたします。

ふれあい・いきいきサロン

主にひとり暮らしの高齢者を対象に、地域の公民館や民家を利用して会食や介護予防につながるようなレクリエーションなどを行う場。高齢者の不安感の解消や生きがいを高めると同時に、地域住民との交流の場づくりのために設置している。

シルバー生き生きサロン

ひとり暮らしの高齢者を対象に、趣味やスポーツ等様々な学習活動を通して仲間づくりをすることによって、寝たきり高齢者のいない健やかで活力ある地域づくりを進めることを目的として設置している。

子育てサロン

乳幼児と保護者を対象に絵本の読み聞かせ・ゲーム・工作などを行う場。育児に関する悩みやストレスを抱えている保護者の交流・情報交換の場づくりのために設置している。

地域活動支援センター

障がいのある人を対象に、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう創作活動・生産活動の機会の提供や社会との交流の促進、日常生活に関する相談支援、サロン活動などを実施している。

2 インターネット上の情報拠点づくり

子育て中の母親や障がいのある人、高齢者の家族向けに、情報交換ができて広く市民が交流できるようなインターネット上の拠点づくりを目指します。

子育て相談に関しては、Q&A形式による情報の提供とともに、安心子育て応急ダイヤル（電話相談）やメールによる相談対応を行います。

3 既存の福祉関連施設、学校施設等の有効活用

特別養護老人ホーム等の福祉関連施設、小中学校等の学校施設を地域福祉活動や社会参加活動の場として有効活用できるように支援するとともに、空家、空き店舗等の有効活用を図ります。

重点課題3 ボランティア・NPOが活躍できる基盤の整備

1 ボランティアセンターの機能強化

現在、延岡市ボランティアセンターに登録されていなくても、地域を中心に環境整備活動をしている団体や、会社を軸に地域貢献活動をしている企業ボランティア、また、隣近所での助け合いの精神のもとに、ボランティア活動をしている人がいます。そういったボランティア活動に意欲のある人たちの活動状況の把握に努めるとともに、ボランティア個人・団体間の連携や情報交換の場を設け、さまざまなボランティア活動の情報が中継・発信できる体制を社会福祉協議会、延岡市ボランティア協会と連携し確立します。そして、ボランティアを“したい人”と“探している人”との仲介や“したい人”どうしの仲間づくりの仕組みについても検討します。

延岡市ボランティアセンター

ボランティア活動の推進・支援拠点として各市町村社協に設置されており、延岡市では延岡市社会福祉協議会内に設置されている。ボランティア活動の機会・体験学習の機会の提供、活動者への支援、連絡調整、活動基盤の整備等を行う。

延岡市ボランティア協会

延岡市内におけるボランティア相互の支援と連絡調整を図り、ボランティア活動及び市民活動を積極的に推進し、地域福祉向上に寄与することを目的として昭和54年に任意団体として設立されたもの。その後、平成14年に特定非営利法人(NPO)となる。現在、事務局は延岡市市民協働まちづくりセンター内に設置。

2 ボランティア人材の発掘・育成、ボランティアNPO団体への支援

地域福祉の担い手となるボランティアを育成するため、各種講座や研修の充実を図ります。ボランティア活動や、ボランティア講座等を通じてボランティア活動全体を調整できる人材を発掘し育成して参ります。また、社会福祉協議会では、災害ボランティアセンターを設置し、災害時にはボランティアの受付から被災地救援活動のためのボランティア派遣を行っており、さらに、各企業、団体及び個人が登録する「災害ボランティアネットワーク」を活用して災害時の情報を発信すると共に、災害ボランティアリーダーの育成に努めます。

ボランティア活動は、地域福祉において重要な活動であり今後とも延岡市ボランティアセンター、延岡市ボランティア協会がボランティア参加意識の向上に努めて参ります。また、NPO団体等を支援する「延岡市市民協働まちづくりセンター」を活用した市民協働によるまちづくりに取り組みます。

災害ボランティアネットワーク

社会福祉協議会が中心となって構築した組織で、災害時のボランティア活動が円滑かつ速やかに実施することを目的とするもの。平成 18 年 6 月に民間企業・団体や市民有志の協力を得て設置している。

災害ボランティアリーダー

被災現場で災害ボランティアに指導や助言を行い、安全かつ迅速な支援活動を行うための知識や技能を備えたリーダーのこと。社会福祉協議会において平成 19 年より養成講座を実施して育成に努めている。

重点課題 4 心のバリアをなくす福祉教育の推進

1 学校、地域における福祉教育の推進

地域福祉を推進するうえで、重要となるのは、地域に暮らす全ての人が「心のバリア」を取り払い、お互いを理解しあうことです。特に、福祉教育においては、地域（生活）を基盤とした福祉体験や学習、ボランティア活動などが重要となります。そのため、福祉教育のあり方も、単に福祉施設の見学だけに終わることなく、学校と地域と福祉現場が連携を図り学級で学習して現場で体験する。そして学習発表会等において保護者や地域の人が参加して学習するなど、生きた福祉教育を実践することが必要です。

現在、社会福祉協議会が、延岡市ボランティア協会の協力のもとで「ハンディキャップ体験学習指導員養成講座」を実施し、障がいのある人からの体験談等を通じて指導方法を学ぶ養成講座を行ってきました。講座の修了後は、地域の小・中・高校でハンディキャップ体験の指導員として活動しており、今後この様な活動の継続とともに、学校、地域において、男女共同参画の社会作りや人権を守る意識の醸成を図りながら福祉教育を推進します。

2 地域での交流推進の支援、世代間交流の推進

地域で暮らすみんなが笑顔で暮らす社会にするには、地域の中で活発な世代間交流や相互理解が重要です。障がいのある人や高齢者が地域へ積極的に出向く環境や地域が積極的に受け入れる環境を整えるなど、地域での交流や世代間の交流を図ります。

基本目標 2 地域福祉の共通基盤づくり

重点課題 1 誰もが適切に情報を入手できる体制の整備

1 地域福祉活動に関する情報の共有化

市民は、地域で暮らすうえでさまざまな生活課題を抱えており、福祉サービスをはじめとする公的サービスが課題を解決する手立てとなります。そのため情報の入手は大変重要なことであると同時に、地域福祉においては、ボランティア・NPO団体などの市民活動が重要な役割を果たしていくと考えられます。公的サービスにおける情報の提供の重要性を認識し、延岡市ボランティアセンターで集約されたボランティア活動の情報提供に努めます。

2 情報の一元化の推進と社会資源の有効活用

高齢者、障がいのある人、児童に関する福祉サービスやさまざまな地域活動の各種情報をホームページやパンフレット等で提供します。特に、障がいのある人に対しては、情報機器の活用で分かりやすい情報提供に努めます。

また、地域住民が福祉サービスなどに関する情報を容易に入手できるよう今後とも、暮らしの身近な場所に福祉サービス等に関する利用案内のパンフレット等の配布や出前講座による広報・啓発を行ないます。

さらに、保健福祉サービスの情報や利用手続きなどの情報が届きにくい、ひとり暮らし高齢者や障がいのある人、子育て中の母親などに対しては日常生活の身近なところで、民生委員・児童委員、障がい者相談支援専門員等による、きめ細かな情報の提供や利用手続きの支援を行います。

3 事業者の情報公開の推進

サービス利用者が事業者を選択する際に、役立つ情報がサービス提供事業者から、積極的かつ正確に提供されるよう事業者に対して働きかけます。また事業者は、事業内容や事業の自己評価、第三者評価の結果を公表し、サービス利用者が適切に利用できるように努めます。

重点課題2 総合的な相談・支援体制の確立

1 保健福祉の総合的な相談体制

さまざまな生活課題を抱える市民が、より早くより確実に必要な情報を入手し、専門サービスを受けて問題解決を果たすためには、SOSのキャッチからサービス提供までの一貫した、切れ目のない支援が必要です。

地域包括支援センターを始めとした各相談事業所は、地域の支援者や民生委員・児童委員等と連携し、相談内容に応じた効果的、効率的なマネジメントを行なうなどの支援体制の充実に努めます。

保健福祉の総合相談体制については、各相談事業所との情報の共有や連絡体制を充実するなどの連携強化に努めるなかで、利便性を高める体制を図ります。

地域包括支援センター

地域の高齢者の心身の健康保持、保健・医療・福祉の向上のために必要な援助、支援を包括的に行う中核機関。市内11ヶ所に設置している。

障がい者相談支援センター

障がいに関する専門的な知識と経験のある障がい児・者相談支援コーディネーターが相談に応じ、療育や地域生活支援などを総合的に行なう。

地域子育て支援センター及び家庭相談員

地域の子育て家庭の育児不安や相談等に対し、専門的知識を有する専門員が相談、指導を行う。現在、4ヶ所で実施するとともに、こども家庭課内に家庭相談員を配置している。

2 専門相談職員の資質向上の促進

複雑多様化する保健福祉の相談に、専門性を発揮して適切に対応できる職員を育成するため、職員研修の充実に努めます。また、地域住民のより身近な相談機関である地域包括支援センター、子育て支援センター、障がい者相談支援事業所及び民生委員・児童委員などの各相談員の専門性を高めるため、連絡会・研修会の充実に努めます。

3 情報・相談ネットワークの充実

暮らしのSOSへの対応が迅速かつ効率的に図られるよう地域包括支援センター等を中心として、安全で安心して暮らせる地域の体制の構築に向け取り組んでいます。

保健福祉の各相談窓口および地域包括支援センターにさまざまな地域福祉活動やボランティア活動に関わる情報を集約し、さらに地域の保健・医療・福祉・介護の関連機関や施設、当事者団体等との連携を深めます。

また、延岡市医師会や介護サービス事業者、地域包括支援センターの協力を得て「延岡市地域資源リスト」を作成しており、今後も相談・情報ネットワーク内の情報共有化と活用を図ります。

4 地域での見守り活動の推進

地域における人間関係の希薄化が言われる中で、高齢者や青少年の孤立や引きこもり、虐待などが多くなっています。これらを早期に発見し対応することが必要であるため、民生委員・児童委員等による見守り、相談活動を推進していきます。また、地域福祉推進チームのように、見守りや、声かけなど、誰にでも簡単に出来る身近な活動による支援や、ふれあい・いきいきサロンなどの生きがい活動を通じた高齢者の支援並びに高齢者クラブ活動に見られる仲間作りなど、引き続きこれらの活動を支援します。

さらに、北浦町、北方町、北川町において実施されてきた地域での見守りや支援活動を継続するとともに、地区社協において、さらに地域の課題の掘り起こしや地域の特性に応じた支援策等に取り組みます。

障がいのある人への支援の面では、身体・知的・精神障がいに対する医療・福祉・教育・労働等の関係機関により構成する「障がい者自立支援協議会」において、障がいのある人の地域生活を支援するためのシステム作りの協議や関係機関、団体等の連携を図ります。

また、子育て支援の面では、子育て家庭の孤立化によりその抱える課題が外部から見えにくく、また、問題が多様化し複合的な支援が必要となっています。そのため、子どもに関わる機関や団体、地域が広く連携し、児童虐待の未然防止や早期発見等に努め、支援が必要な家庭に適切な対応を行います。

重点課題3 ケアマネジメントシステムの充実

1 総合的なケアマネジメントシステムの構築

ケアマネジメントシステム

サービス利用者の立場で、個々の要望に応じて社会資源を有効に結びつけ、地域において可能な限り在宅生活を継続できるよう支援していく仕組み

介護の対象となる方や、障がいのある人をはじめとして、さまざまな生活課題を抱えた地域住民に対して総合的なケアマネジメントシステムの構築に努めます。

また、ケアマネジメントの質の向上を図るため、居宅介護支援事業者連絡会やケアプラン事例検討会などを実施し、県及び事業者とも連携を図りながらケアマネージャーに対する支援及び資質の向上に努めていきます。

高齢者や障がいのある人が地域で暮らし続けるためには、心身の状態や生活環境などの変化に応じて、適切な支援やサービスを組み合わせて提供すること（包括的・継続的ケアマネジメント）が求められます。そのためには、対象者の生活の要望を把握し、医療・介護・福祉などの専門機関が協働して、その機能を適切に発揮できるよう調整を行うことが必要です。

高齢者においては、地域包括支援センターを中心として介護支援専門員や医療機関などの専門機関とのネットワークの構築に努め、支援困難事例にも積極的に対応します。

また、障がいのある人に対しましては、専門の相談支援事業所を拠点に、困難事例には医療や福祉等の機関と連携した支援を行います。

2 保健・医療・福祉・介護の連携の強化

市民は、安心して医療が受けられ、いつまでも健康で過ごしたいと望んでいます。そのため、初期救急医療体制の充実を図ると共に、地域医療体制の整備に努めます。

また、高齢者の多くが、従来から生活してきた場所で暮らし続けることを望んでおり、そのため、医療における訪問診療や訪問看護、ケアプランに基づく訪問介護等が実施されています。さらに障がいのある人については、住みなれた地域の中で自立し、安心して暮らせるよう相談支援事業所を中心とした支援体制や障がい福祉サービス事業所等の連携の強化を図っています。

このように、すべての市民が安心して健やかに暮せる地域社会実現のために、保健・医療・福祉・介護が切れ目なく適切なサービスが受けられるように関係者や関係機関が連携を強化し、さらに区や民生委員・児童委員等の地域の支援者の協力を得ながら住みやすい地域社会づくりを目指します。

重点課題4 福祉サービス利用者の権利擁護の推進

1 苦情対応システムの整備

サービスの苦情対応について、現在介護保険サービスでは、苦情処理等の事後的な問題解決の対応のほかに、苦情の未然防止を目的とした介護相談員派遣事業を実施し、利用者と事業者の橋渡し役としてその活動に取り組んでいます。

また、障がい者福祉サービスや保育サービスなどに関しても、各事業所が苦情処理の担当者配置を行っており引き続き適切な苦情対応を図ります。

2 第三者評価事業の推進

第三者評価事業は、当事者（事業者及び利用者）以外の第三者が事業の状況の評価することにより、サービス事業者が自己の事業運営における具体的な問題点を客観的に把握し、サービスの質の向上を図るための制度です。引き続き第三者評価事業を推進していきます。

3 日常生活自立支援事業の普及、成年後見制度の利用促進

高齢化の進展と共に、ひとり暮らし高齢者や高齢者による高齢者の介護、親族のみでは援助が困難な認知症高齢者などが増加することが予想されます。また、高齢者だけでなく、精神障がいのある人、知的障がいのある人の中で、これまで特に親族によってなされてきた身の回りの世話が、親族の高齢化などで難しくなることも予想されます。このように自分の意思で判断することが困難な人たちに対して、金銭や財産の管理、サービスの利用に伴う契約の締結など、安心して生活ができるように支援することが重要となっています。

現在、本人に一定程度の判断能力がある人たちに対しては、日常生活自立支援事業を社会福祉協議会において実施しています。また、認知症や、知的障がい、精神障がい等で物事を判断することが十分でない方については成年後見制度の活用が必要となります。そのためにも、成年後見制度についての周知を図るとともに、さまざまな機会を通してその普及に努めます。

日常生活自立支援事業

福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理のお手伝いを行うことにより、地域のなかで安心した生活ができるように支援する事業

成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がい等で物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで本人を法律的に保護・支援する制度

計画の推進に向けて

第1節 市民・事業者・行政の協働による計画の推進

地域福祉計画は、地域住民が安心して健やかに暮らしていくために、地域住民、事業者、行政が協働して取り組む福祉コミュニティづくりです。

行政は、さまざまな福祉ニーズに対応できるよう制度化を図り、福祉サービスを提供する責任があると共に、市民や地域の組織が地域福祉の推進に向けて力を発揮できるよう支援します。

事業者は、適正で良質なサービスの提供を行い、地域では区、民生委員・児童委員、地区社協、推進チーム、高齢者クラブ等の関係者ひとり一人が、地域のことに関心を持ち、地域の福祉力を発揮することが必要です。

市民、事業者、行政がそれぞれの役割を認識しながら協働の視点に立って、本計画を推進して行きます。

第2節 社会福祉協議会との連携による施策の推進

社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の経営者や社会福祉に関する活動者が参加する団体であり、地域に密着しながら、地域福祉を推進するためにさまざまな事業を行ってきました。

平成12年の社会福祉法の改正では、地域福祉の推進が社会福祉の理念として規定されるとともに、社会福祉協議会が地域福祉の推進を担う中心的な団体として明確に位置づけられたところであり、本計画の計画目標を達成するためには、地域福祉活動の幅広い市民参加をはじめとして、計画の各分野で社会福祉協議会が大きな役割を担うことが期待されています。

行政は、今後とも、社会福祉協議会との連携を一層深めながら、本計画に基づく各施策を推進します。

3. 施策の展開一覧

基本目標1 地域住民による支え合いの仕組みづくり

1-1 住民主体による福祉コミュニティづくりの推進

地域住民自らが地域の問題を自分の問題として受け止め、問題解決を図り助け合い支えあう社会形成のため地域住民で組織する各地区社会福祉協議会や延岡市社会福祉協議会及び関連福祉団体、行政との連携を深めながら、市民が安心して暮らすことの出来る福祉コミュニティづくりを推進します。

施策の方向性	現状	計画期間の取組	計画期間で推進する項目
<p>1 地区別（地区社協圏域）地域福祉活動計画策定への支援</p> <p>地域における課題の掘り起こしや解決に向けた取組のため、各地区地域福祉活動を支援します。</p>	<p>地区社協は、市内全域で設置されており、3つの地区において活動計画が策定されています。</p>	<p>◎各地区社会福祉活動の支援。</p> <p>◎地域福祉活動計画の策定支援。</p>	<p>●モデル地区から順時拡大（H21～H25）</p> <p>●地区社協活動の活発化。</p> <p>●地域力の向上。</p>
<p>2 小地域における地域福祉懇談会の実施</p> <p>自治会単位の福祉コミュニティ作り、小地域福祉活動の活発化を促進します。</p>	<p>各地区地域福祉活動計画の策定過程や地域福祉推進チーム活動で、地域の課題の掘り起こしを行なっています。</p>	<p>◎地域福祉推進大会開催の支援。</p> <p>◎定期的な地域福祉推進チーム活動の検証。</p>	<p>●課題解決に向けた意識の向上、情報の共有。</p> <p>●地域の福祉力の向上。</p>
<p>3 地域福祉団体の相互連携の支援</p> <p>地域福祉活動を行う団体等の連携の強化を図り、ネットワーク化を支援します。</p>	<p>地域福祉推進チームなどの各種団体の拡充と連携の強化を図っています。</p>	<p>◎地域福祉推進チームの拡大。</p> <p>◎社会福祉大会の開催。</p>	<p>●未設置地区の解消（H21～H25）</p> <p>●地域福祉推進意識の高揚。</p> <p>●各団体同士の連携強化。</p>
<p>4 災害時要援護者の支援</p> <p>災害時要援護者対策として、要援護者の把握、要援護者情報の共有、要援護者の支援などの体制整備を図ります。</p>	<p>民生委員・児童委員による「災害時一人も見逃さない運動」を展開しています。</p> <p>民生委員・児童委員、障がい者支援団体等の協力による、要援護者登録が進んでいます。また各地に自主防災組織が設置されています。</p>	<p>◎民生委員・児童委員による運動の継続。</p> <p>◎要援護者登録の拡大。</p> <p>◎自主防災組織の拡大。</p>	<p>●民生委員・児童委員活動の活発化。</p> <p>●消防・防災推進室との連携体制の確立。</p> <p>●区、民生委員・児童委員等の連携。</p> <p>●支え合いの強化。</p>
<p>5 健康長寿のまちづくりの推進</p> <p>「運動」・「食事」・「健診」を柱とする「健康長寿」のまちづくり市民運動の推進を図ります。</p>	<p>健康長寿推進室の設置等、健康長寿施策推進体制を強化しています。</p> <p>健康長寿推進市民会議が行動計画を策定し市民運動の展開中。</p>	<p>◎「運動」・「食事」・「健診」を柱とした健康長寿のまちづくり市民運動行動計画の推進。</p>	<p>●区長会等を通じた啓発活動の展開。</p> <p>●市民運動行動計画の具体化。</p> <p>●健康意識の向上。</p>

1-2 地域で集い、憩い、学べる場づくり

地域における交流の場、情報交換の場、仲間作りの空間として、誰もが集える場所作りを支援します。高齢者のサロン活動、子育てサロン活動、障がいのある人の活動を支援し、情報の提供と共有化を図ります。

施策の方向性	現状	計画期間の取組	計画期間で推進する項目
1 サロンの設置促進とメニューの充実 各種サロン事業の展開とそれぞれのライフステージにあった生涯学習や学び・遊びの場の提供に努めます。	一人暮らし高齢者等の引きこもりを防止し、不安解消、社会参加を促めています。また子育て支援、障がい者支援のサロン活動を行っています。	◎地域住民支援事業(ふれあい・いきいきサロン)の拡大。 ◎子育てサロン事業の実施。 ◎障がい者相談支援事業の充実。	●高齢者の自立意識の向上。 ●仲間作りの拡大。 ●地域による子育て支援の拡大。 ●相互理解と支援の輪の拡大。
2 インターネット上の情報拠点づくり 子育て者・障がいのある人・高齢者及びその家族が容易に情報を入手できる拠点作りを目指します。	子育て支援センター等において、相談業務を実施しています。	◎子育て支援センター、障がい者相談支援事業の実施。 注① ◎子育てポータルサイトの充実。	●安心できる地域社会の形成。 ●適切な情報の提供と活用。
3 既存の福祉関連施設、学校施設等の有効活用 地域福祉活動・社会参加の場を支援します。	地域における活動の場として、既存施設を利用したコミュニティーセンター整備が図られています。	◎福祉施設、学校施設等の有効活用。 注② ◎児童館を拠点とした地域活性化事業の実施。 注③ ◎保育所地域活動事業の実施。	●地域の拠点が整備され、活動が活発化。 ●自主運営による共助意識の向上。

1-3 ボランティア・NPO が活躍できる基盤の整備

ボランティアやNPOの活動が盛んであり、地域住民(含むボランティア組織)、事業者、行政がそれぞれの立場で役割を分担して地域社会を支えています。

施策の方向性	現状	計画期間の事業展開	計画期間で推進する項目
1 ボランティアセンターの機能強化 ボランティア活動の把握と連携・情報交換を進めます。	ボランティアセンター、延岡市ボランティア協会を中心として、参加意欲の向上を図っている。	◎ボランティア個人・団体の登録拡大の取組。	●ボランティア組織の拡大。 ●ボランティア意識の浸透。
2 ボランティア人材の発掘・育成、ボランティア・NPO 団体への支援 ボランティア活動全体をコーディネートできる人材の育成を図ります。	ボランティアの参加意識の向上に努め、体験学習等を通じた指導者の養成や災害時のボランティア養成を図っています。	◎ハンディキャップ体験学習や指導員養成講座の開催。 ◎災害ボランティアネットワークの拡大。 ◎災害ボランティアリーダー養成講座の実施。	●ボランティア意識の醸成。 ●支え合いの拡大による市民力の向上。

1-4 心のバリアをなくす福祉教育の推進

地域福祉を推進するうえで重要となるのは、地域で暮らす全ての人々が「心のバリア」を取り払い、お互いを理解しあうこと。心のバリアフリー化は、すなわちノーマライゼーションの確立にほかならず、教育現場や地域社会において福祉教育に取り組めます。

施策の方向性	現状	計画期間の取組	計画期間で推進する項目
<p>1 学校、地域における福祉教育の推進</p> <p>学校教育、社会教育の中で、福祉教育の推進や男女共同参画社会づくり、人権を守る意識の醸成を図ります。</p>	<p>「車いす」などの体験活動を通じて高齢者や障がいのある人への配慮、支援の取組、教育現場における福祉教育の推進を図っています。</p> <p>また、男女共同参画の推進に取り組んでいます。</p>	<p>◎「車いす」などの疑似体験、福祉現場での介護体験の実施。</p> <p>◎地域福祉コーディネーターの養成。</p> <p>◎ボランティアコーディネーターによる連携の強化。</p> <p>◎のべおか男女共同参画プランの策定。</p> <p>◎男女共同参画講演会等の開催。</p> <p>◎DV等相談事業の実施。</p>	<p>●体験学習による理解と意識の醸成。</p> <p>●学校、地域との調整、連携の拡大。</p> <p>●個人と団体、関係機関との連携による活動の活発化。</p> <p>●男女共同の地域社会の実現。</p>
<p>2 地域での交流推進の支援、世代間交流の推進</p> <p>高齢者や障がいのある人の積極的な地域活動の参加や地域における受入れ体制整備、相互理解へ向けた交流促進を支援します。</p>	<p>高齢者による子どもたちの見守りや地区社会福祉協議会による交流の促進が図られています。</p>	<p>◎障がいのある人・団体との積極的な交流の促進。</p> <p>◎地域行事への障がいのある人、高齢者の参加促進。</p>	<p>●相互理解の促進によるノーマライゼーションの確立。^{注④}</p>

注① 子育て支援ポータルサイト

インターネット上で展開される基本サイトで、子育て支援に関する様々な情報閲覧の見出し。

注② 児童館を拠点とする地域活性化事業（地域活動クラブ）

地域の母親が児童館を拠点にして、文化活動や研修会等を行い地域児童の健全育成を目指す。

注③ 保育所地域活性化事業

地域に開かれた保育園として、世代間交流、異年齢時交流、保育体験、園庭開放等を通じて、地域住民と保育園、保育園児が交流し、保育園の持つ専門的な機能を地域で活用する。

注④ ノーマライゼーション

高齢者やハンディキャップのある人も、普通の生活ができる差別されない社会をつくるという基本理念。

基本目標2 地域福祉の共通基盤づくり

2-1 誰もが適切に情報を入手できる体制の整備

福祉サービスをはじめとする公的サービスは様々な課題を解決する重要な手段となりその種類も多岐に渡っています。本人や家族のサービス選択のためには、だれもが正確な情報を得ることが必要であり、市民への伝達、周知に取り組みます。

施策の方向性	現状	計画期間の取組	計画期間で推進する項目
<p>1 地域福祉活動に関する情報の共有化</p> <p>地域において自立した生活をおくるためには、^{注⑤}インフォーマルな支援も必要であり、ボランティア個人、団体を支援していきます。</p>	<p>ボランティアセンターに集約し共有化を図っています。</p>	<p>◎ボランティアセンター機能の強化。</p> <p>^{注⑥}◎社会福祉事業基金運用益事業などの活用による情報提供。</p>	<p>●必要な情報の迅速な伝達・周知。</p> <p>●情報の取得による福祉力の向上。</p>
<p>2 情報の一元化の推進と社会資源の有効活用</p> <p>高齢者、障がいのある人、児童に関して福祉サービスや地域活動の情報を一元的に取りまとめその発信に努めます。</p>	<p>福祉サービスを中心として利用者ガイドのパンフレットの作成や民生委員・児童委員、障がい者相談支援事業所、地域包括支援センター等を通じて情報の提供を行なっています。</p>	<p>◎IT機器の活用と情報発信の取組（パンフレット作成・ホームページ活用）</p>	<p>●必要な情報の収集により、適切なサービスの享受。</p> <p>●サービス選択の拡大。</p>
<p>3 事業者の情報公開の推進</p> <p>サービス利用者が、役立つ情報を取得し、事業者選択に活かせるよう制度の活用と、事業者の情報公開を促進します。</p>	<p>介護サービス事業者は積極的に情報公開に努めています。</p>	<p>◎介護サービス情報公開制度の周知と指導の推進。</p>	<p>●サービス利用者への有益な情報の提供。</p> <p>●質の高いサービスの選択。</p>

注⑤ インフォーマル（サービス、活動）

地域住民やボランティアが行う制度外（非公式）の援助サービス。

注⑥ 社会福祉事業基金運用益事業

社会福祉事業基金運用益事業社会福祉事業基金の運営益を利用して、市内の地域福祉活動の促進、快適な生活環境の提供を目的に、各種団体が行う事業に対して補助するもの。

2-2 総合的な相談・支援体制の確立

地区社会福祉協議会活動、民生委員・児童委員活動、地域福祉推進チーム活動、サロン活動などの地域の活動と地域包括支援センター、子育て・障がい者支援センター等をはじめとする各保健福祉の相談窓口が連携して、生活課題の発掘とその解決のための各種サービスを提供することが出来るシステムの構築を目指します。

施策の方向性	現状	計画期間の取組	計画期間で推進する項目
1 保健福祉の総合的な相談体制 保健福祉における相談内容では、生活全般にわたって複雑に絡み合う場合も多いため、マネジメント（調整）できる窓口体制を目指します。	行政における専門窓口での対応や、生活課題に応じた各種相談支援体制の充実が図られ、さらに、民生委員・児童委員を始めとして関係機関が相談支援を行なっています。	◎公的サービス、インフォーマルサービスを調整する保健福祉の総合的な相談体制を図ります。	●総合相談による効率的な問題処理 ●総合的な福祉力の向上。
2 専門相談員の資質向上の促進 複雑多様化する保健福祉の相談に対応できる職員の育成を図り、関係機関における連絡会、研究会等の充実を図ります。	研修等の実施により職員の資質の向上に努め、地域包括支援センター、子育て支援センター、障がい者相談支援事業所及び民生委員・児童委員による連絡会、研修会を実施しています。	◎関係機関による研修の促進 ◎研修機関への派遣	●職員の資質の向上 ●情報交換等による質の高いサービスの提供
3 情報・相談ネットワークの充実 地域包括支援センターを核とする地域ケアシステムの充実を図りながら、高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援の各分野におけるネットワーク化を推進します。	子育て支援センター、障がい者相談支援事業所、地域包括支援センターを中心に保健・医療・福祉・介護関係施設・機関及び民生委員・児童委員等との連携体制の確立を図っています。	注⑦ ◎「地域資源リスト」の活用。 ◎情報を共有し、連携強化。	●早期の課題解決 ●各分野の関係機関の連携状況の把握及び課題の把握
4 地域での見守り活動の推進 地域における人間関係の希薄化が、高齢者の孤立や引きこもり、子供への虐待、障がい者差別などに繋がっていきます。地域における助け合い活動を充実します。	各種サロン活動、地域福祉推進チーム、高齢者クラブ、自治会等による相談・支援活動が実施されている。	◎高齢者、障がいのある人、子育て家庭への見守り活動の推進。	●見守り活動における課題の発掘。 ●関係団体や民間団体への見守り活動の普及 ●公営住宅等における単身高齢者見守り事業（H23～）

注⑦ 地域資源リスト

保健・医療・福祉・介護の連携（地域ケア推進）の中で、情報の共有化の必要性から、各事業者の情報をリストとして整備し活用を図る。

2-3 ケアマネジメントシステムの充実

高齢者等が地域で暮らし続けるためには、心身の状態や生活環境などの変化に応じて、適切な支援やサービスを組み合わせることで提供すること（包括的・継続的ケアマネジメント）が求められます。そのためには、対象者の生活のニーズを把握し、医療・介護・福祉などの専門機関が協働して、その機能を適切に発揮できるよう調整を行います。

施策の方向性	現状	計画期間の取組	計画期間で推進する項目
<p>1 総合的なケアマネジメントシステムの構築</p> <p>要介護者や障がいのある人をはじめ、様々な生活課題を抱えた地域住民に対して総合的なケアマネジメントシステムの充実に努めます。</p>	<p>障がい者相談支援事業所による支援活動や、地域包括支援センターを中心とした、医療、福祉等の関係機関との連携を図っています。</p>	<p>◎支援調整会議、地域ケア会議等の開催</p>	<p>●困難事例の早期発見、対応の迅速化</p> <p>●多職種によるサービス調整の円滑化</p>
<p>2 保健・医療・福祉・介護の連携の強化</p> <p>介護や支援が必要な状態になっても、安心して住みなれた地域で生活が出来るよう医療・介護・保健・福祉サービスが連携したネットワーク体制を構築します。</p>	<p>延岡市、延岡市医師会、延岡保健所、地域包括支援センター等で意見交換を行い連携体制の整備を進めています。</p>	<p>◎地域医療ネットワーク連絡協議会の開催</p> <p>◎地域ケアネットワーク会議の開催</p> <p>◎「地域資源リスト」の整備</p>	<p>●多職種連携時における課題の抽出と情報の共有。</p> <p>●地域ケアシステムの理解の深化による、医療・介護・保健・福祉の強化。</p> <p>●安心安全の地域社会の形成。</p>

2-4 福祉サービス利用者の権利擁護の推進

福祉サービスが従来の「措置」から「契約」による利用制度と移行しており、サービス利用者は、その事業者の選択においてあらゆる情報が公平に提供されることが必要です。また、サービス利用時においては、苦情処理が適切に行なわれて、利用者が安心してサービスを利用できるものでなければならず、そのために、必要に応じて、成年後見制度等をはじめとした権利擁護制度の普及促進を図ります。

施策の方向性	現状	計画期間の取組	計画期間で推進する項目
<p>1 苦情対応システムの整備</p> <p>良質なサービスの提供と苦情の未然防止、苦情処理の適正な対応について、事業者、利用者、行政の連携を目指します。</p>	<p>介護サービスの苦情対応は、事業者、行政、国保連がそれぞれの立場で問題解決にあたり、事案により連携した対応を取っています。また、利用者や家族、地域住民が参加する事業所運営協議会の活用を図っています。</p>	<p>◎苦情処理窓口の周知。</p> <p>◎苦情処理のスキルアップ。</p>	<p>●苦情処理の迅速な解決。</p> <p>●質の高いサービスの提供。</p> <p>●事故の未然防止。</p>
<p>2 第三者評価事業の推進</p> <p>福祉サービス提供事業者の資質向上と事業や情報の提供の観点から第三者評価の推進を図ります。</p>	<p>地域密着型サービス事業者は、定期的に第三者による評価を実施しています。</p>	<p>◎「宮崎県地域密着型サービスの自己評価及び外部評価に関する実施要綱」の周知と指導の推進</p>	<p>●介護サービスの質の向上。</p> <p>●サービス事業者選択の拡大。</p>
<p>3 日常生活自立支援事業の普及、成年後見制度の利用促進</p> <p>一人暮らし高齢者、認知症高齢者、障がいのある人が不安なく安心して生活できるように制度活用の支援を図ります。</p>	<p>社会福祉協議会にある「あんしんサポートセンターのべおか」運営や無料の「ふれあい福祉相談」を実施しています。</p>	<p>◎「あんしんサポートセンターのべおか」の利用拡大</p> <p>◎「ふれあい福祉相談」を始めとした法律相談の普及および利用促進</p> <p>◎成年後見制度の普及</p>	<p>●制度活用者の増加。</p> <p>●安心した日常生活の提供</p>

4. 計画の進行等の管理

計画期間（平成 23 年度～平成 27 年度）において、推進する項目や取り組みの進捗状況を管理し、計画の着実な推進を図ります。

また、懇話会を適宜開催し、計画の進捗状況等を報告するとともに、地域福祉アンケートなどを実施しながら、市民ニーズの把握に努め、計画における新たな取り組みなど地域福祉推進の充実を図ります。